




政務活動費収支報告書

平成30年4月2日

（あて先）飯能市議会議長

議員氏名 平 沼 弘 

飯能市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり平成29年度（平成29年5月分～平成30年3月分）の政務活動費収支報告書を提出します。

1	収 入	政務活動費	165,000 円
2	支 出		<u>165,145 円</u>

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
研 修 費	0 円	
調 査 研 究 費	86,642 円	行政視察（11月15～17日京都府京丹後市・鳥取県智頭町）
資 料 作 成 費	0 円	
資 料 購 入 費	49,102 円	本購入（18冊）
広 報 費	0 円	
広 聴 費	0 円	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0 円	
会 議 費	0 円	
人 件 費	0 円	
事 務 所 費	0 円	
その他の経費	29,401 円	事務用品等消耗品
合 計	165,145 円	

3 残 額 0 円

- （注）
- 1 備考欄には、支出の内訳を記載すること。
 - 2 領収書その他支出を証する書類の写しを添付すること。
 - 3 政務活動費収支報告書に係る政務活動事業実績報告書を添付すること。

政務活動事業実績報告書

議員氏名 平沼 弘

飯能市議会政務活動費の交付に関する規則第5条第2項の規定により、平成29年度5～3月分の政務活動費に係る事業実績報告書を次のとおり提出します。

月 日	事業名	事業概要及び成果等
11月15～17日	先進都市視察	<p>日時:平成29年11月15日(水) 14:00～15:30 場所:NPO法人「気張る!ふるさと丹後町」 (京都府京丹後市)</p> <p>内容: このNPO法人「気張る!ふるさと丹後町」は、丹後町のまちづくりを住民主体で持続可能かつ計画的に進めるために、平成20年12月17日、丹後町地域まちづくり協議会が京丹後市長に提言し、設立された。その法人の活動の中で、公共交通空白地有償運送「ささえ合い交通」の主体運行を視察した。</p> <p>概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 根拠法律:道路運送法第78条第2号に基づく公共交通空白地有償運送で地元の住民ドライバーがマイカーを使って運行する 2. 配車方法:スマートフォンでUber(ウーバー)のアプリを使って即時配車 3. 運行主体:NPO法人「気張る!ふるさと丹後町」 4. 運行区域:乗車は丹後町のみ、降車は京丹後市全域 5. 料金:最初の1.5kmまで、480円、以後120円/kmを加算(概ねタクシー料金の半額) 6. 運行時間:午前8時～午後8時(365日、運休日なし) 7. 利用者:丹後町民、観光客等(国内、国外含む) <p>であり、「ささえ合い交通」が目指すところは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の移動をサポート 高齢者で車を持たない方々の買い物や通院の移動手段を確保 ・観光客の移動をサポート 観光客の自由な地域内交通を確保 <p>で、地域住民(特に高齢者)の新たなコミュニケーション</p>

を生み、楽しさ、生きがい、国際交流などにつながる可能性、地域住民の助け合いの精神をさらに育むであった。

ドライバーの現状は、平均年齢63歳(43歳～71歳)、75歳までの年齢制限を設定、19名(男性15名、女性4名)であった。

今後の課題として、丹後町外への往復運行の実現、運賃の高さ感の緩和などがあり、更に協議を続けるとのことであった。

日時:平成29年11月16日(木)

10:30～12:00

場所:鳥取県智頭町役場

(鳥取県智頭町)

内容:

智頭町は、鳥取県の東南に位置し、岡山県に接する県境地帯で、町面積の93%を山林が占めている。町木は杉であり、飯能市の山間地域のような所である。

この度は、自治体初の「智頭町疎開保険」の仕組みについて視察をした。

概要

1. 名称:智頭町疎開保険
 2. 募集主体:智頭町役場企画課
 3. 募集対象:日本に在住の方
 4. 募集人員:先着1,000名
 5. 疎開受入条件:地震・噴火・津波等を原因とする災害救助法が発令された地域の加入者
 6. 疎開補助:智頭町内および近隣町村提携施設の宿泊場所の確保・提供 1泊3食7日分
 7. 保険代金:1人コース 10,000円/年
ファミリー2人 15,000円/年
ファミリー3～4人コース 20,000円/年
 8. 保険期間:加入日から1年間
- であり、その他特典として、
特典1:智頭町の米や野菜、工芸品などの特産品を届ける
特典2:智頭町にて森林セラピー・民泊の利用が半額になる
があり、地域の特産物を町が買い上げ、地域活性化の一途を担っている。

智頭町のキャッチフレーズは「みどりの風が吹く疎開のまち」であり、近年低迷の続く「林」と「農」に光をあて、訪れる人がほっとできる癒やしのまちとして都会のストレス社会からの疎開の受入を行っている。

日時:平成29年11月16日(木)

14:00～15:30

場所:森のようちえん「まるたんぼう」

(鳥取県智頭町)

内容:森のようちえん「まるたんぼう」は、鳥取県智頭町の豊かな自然を舞台にこれまでにない保育を行っている。子どもの自主性を尊重した保育が特徴で、その理念に共感した子育て世代の移住により、山里に新しい風が吹き込んでいる。

教育方針の主なものは、

1. 自然の中でのびのびと＝智頭の町がそっくりそのまま園舎
 - ・智頭の豊かな自然環境
 - ・町内14箇所フィールドを自由に選択
2. 楽しく仲良くたくましく＝人との関わりや知恵を学ぶ
3. その子のペースでゆっくりと＝信じて待つ保育
 - ・個性(感性)や気持ちを大切に
 - ・育ちの芽を信じて待つことを大切に
 - ・親、保護者も共に育ちあう

このような「森のようちえん」はデンマークが発祥の地であり、現在日本の各地で、約110箇所ですでに運営されており、飯能市においても、森林、山間地を活かすためにも検討すべき課題であると思われる。

参加者

加藤由貴夫、平沼 弘